

# 休眠預金等のお取り扱いについて

お客様各位

きのくに信用金庫

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）が平成 30 年（2018 年）1 月 1 日より施行されます。この法律にもとづき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、2019 年以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客様の申し出により払戻しをさせていただくこととしております。

## 《休眠預金等の定義》

### 1、休眠預金等とは

休眠預金等活用法第 2 条第 6 項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から 10 年を経過した預金等をいいます。

### 2、最終異動日等とは

預金等に係る次の①～④のうち最も遅い日をいいます。

- ①当該預金等に係る異動が最後にあった日
- ②将来において債権の行使が期待される事由のある預金等については、債権の行使が期待される日（預入期間や計算期間の末日など）
- ③金融機関が当該預金等に係る預金者等に対して、当該預金等に係る金融機関・店舗・預金等の種別・口座番号・債権の額等の事項を通知した日（到着した場合に限る。通知発送後 1 カ月返送がなければ到達したとみなします）
- ④当該預金等が預金等に該当することとなった日

### 3、異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

#### （1）法定の異動事由

- ①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による引出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動
- ②手形又は小切手の提示その他の第三者による債権の支払請求
- ③預金者等による公告の対象となっている預金等に対する情報提供の求め

(2) 当金庫が行政庁から認可を受けた事由

預金種目	通帳			証書			契約内容の変更等*
	再発行	記帳※	繰越	再発行	記帳※	繰越	
当座預金	○	—	—	—	—	—	1
普通預金	○	○	○	—	—	—	1.2.5.6
貯蓄預金	○	○	○	—	—	—	1
納税準備預金	○	○	○	—	—	—	—
通知預金	—	—	—	○	—	—	3
定期預金	○	○	—	○	○	—	4.5.6
定期積金	○	—	—	—	—	—	5.6
積立定期預金	○	○	—	—	—	—	—

※未記帳明細がない場合は、当金庫ATMで実施時のみ更新されます

\*契約内容の変更等

- 1.キャッシュカードの再発行
- 2.カードローン契約の終了
- 3.解約予定日の設定・変更
- 4.定期方式変更（証書式⇔通帳式または通帳式⇒通帳式）
- 5.総合口座への組入・組入の解除（平成31年3月1日以降のものに限ります）
- 6.総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあっては、当該商品に係る他の預金等について、上記（1）及び（2）に掲げる事由の全部又は一部が生じたこと

なお異動事由には、法律に定められている法定の異動事由と、各金融機関が認可を受けることにより異動事由となるものがあります。